

平成 29 年度第 2 回在宅療養者の服薬管理に関する専門部会議事要旨

(平成 30 年 1 月 25 日(木))

1. 課題の整理および論点案について

- 論点の中で「服薬支援体制」が大きなポイントになるので「関係機関連携」とは分けて考えた方がよい。
- 論点については概ね案のとおりでよい。「服薬支援体制」は重要なポイントであり独立してしっかりと議論すべきである。

2. 「情報の共有・一元化」について

(1) 共有する情報の内容・項目について

- 薬局が居宅療養管理指導している場合には、医療機関と服薬情報の共有ができるが、そうでなければお薬手帳で服薬内容を確認するのが実情。お薬手帳を情報共有ツールとして活用するのであれば、病名や処方目的の記載が検討されればと考える。
- 医療・介護連携で、薬がどういう病名・症状に対して処方されているのかを情報共有できていれば、入退院の際に適切に対処できる。
- 処方の際に、疾病名が記載され使用目的がわかれば、多重投薬、相互作用等を確認する上でも情報の精度が数段上がる。
- 複数の医療機関受診により、処方期間がずれ重複服用もみられる。1カ所のかかりつけ薬局が管理できるようなシステムづくりがあればよい。
- 患者自身がどの程度服薬管理できるか、フォロー体制がどの程度あるかといった情報も必要である。
- 患者が薬を自己管理できているかは重要な指摘である。
- 在宅に歯科診察に行った場合、内服内容等について確認する先がわからない。患者に関わっている医療・介護職の連絡先等がわかり、直接情報共有できればうまくいく。
- 情報共有について、まずは処方全体を一元化して把握するとともに、さらには調剤する者や介護者が処方目的や対象疾患のことを把握・共有すること。製剤的な工夫や、患者が自己管理がしっかりできるのか、管理できるような在宅環境かどうかといった情報も共有できればよい。

(2) 薬歴情報を共有するためのツールの整理と活用方法について

① お薬手帳について

- 在宅療養の場において、薬歴情報を共有するツールとしてお薬手帳が最も信頼できる。
- 在宅医療ではお薬手帳はすごく助かるとともに、薬剤情報のシートを壁に張っておいてもらうなどの共有ができれば非常にやりやすい。
- 高齢者の場合、お薬手帳の再交付が多くなるが、薬局で交付する際に家族やケアマネジャー等の緊急連絡先等が記載されたページをコピーして貼る等の工夫があれば助かる。
- 薬剤師会にて、お薬手帳の使い勝手について検討してみたい。他市ではお薬手帳や母子健康手帳など全部をまとめる情報共有ツールを考えている。
- 現状のお薬手帳の問題点について、改善できるところはお願いしたい。
- 電子お薬手帳について、お薬手帳の枠を超えた情報共有ツールにできるかが課題だと考える。
- 制度的課題があるが、この委員会においても、電子お薬手帳を拡張して様々な情報を追加できないかといったニーズがあるということを意見していきたいと考える。

② その他の情報共有ツールについて

- 医療機関が作成する診療情報提供書について、必要な場合には、薬局にも提供されればよいと考える。
- チームで在宅療養に対応するために、居宅訪問管理指導をお願いする薬局とは、病院からの診療情報を共有するようにしている。
- 診療情報提供は入院中の情報を紹介先医院に提供する個人情報であり、多職種が在宅療養のために知っておくべき内容とは思いますが、現状では提供されるのは難しいのではないかと考える。
- まずは患者同意を前提とし、他の医療・介護従事者に診療情報を提供することについての整理が必要。
- ケアマネジャーは、主治医と連携し本人情報を得ている。薬剤師から「この薬の服用により転倒が多くなる」とか「薬によるこういう症状があれば声をかけるよう」等と注意事項を示していただきたい。
- 介護保険の主治医意見書については、主治医、ケアマネと家族が共有する介護情報とされている。主治医意見書に疾病名を書くようになっている

ので情報をフォローできるのではないか。

- 介護認定審査会に用いる認定調査票は、1人で服薬管理できるか否か、また、認知機能、金銭管理、主治医の意見等、情報が非常に豊富であり、お薬手帳にその情報を載せられれば情報共有がかなり進む。
- 病院では、患者の入院中に薬の整理を行った場合に、紹介元の医院・病院に対して返書で情報提供する場合があるが、紹介元以外のかかりつけ医まで情報が行き渡らず、再度薬が増える可能性がある。
- 情報伝達手段として、お薬手帳の活用以外に、診療情報提供書や看護サマリーの使い方を広げてはどうか、また、介護保険制度で用いられる主治医意見書を活用できないか。医療と介護が相互に情報を共有するようなプラットフォームがあればということになる。 価値の高い情報が十分活用されてない状況だろう。
- この会議には、医療側、介護側の両方の委員が出てきており、ここで議論していることが問題解決の一つの糸口になる。

(3) 退院カンファレンス時の病院薬剤師の参加について

- 病院薬剤師は退院時カンファレンスには出席できていないが、入院中に週1回程度及び退院時に、患者や家族に対し薬の内容や処方理由を説明している。
- 病院薬剤師が入院中や退院時に薬剤の説明するが、高齢者夫婦の場合、理解が不十分なため介護者側に正しく情報が入ってこない。カンファレンスで薬剤師から説明があれば、訪問看護師として内服方法等が詳しくわかるので、カンファレンスで情報共有するのは大切と考える。
- 病院では、転院先の医療機関に看護サマリーや診療情報提供書に加えて、独自に入院前の処方内容、服薬状況、入院中の薬物治療、注射、製剤上の工夫も記載した薬剤情報提供書を提供している。在宅療養される患者にも提供していきたい。市薬剤師会ともツールとして活用できるよう相談し、県単位でも議論している。
- 退院時カンファレンスに保険薬局も、病院薬剤師も参加できていないことは大きな課題であり、マンパワーのせいだけにするのではなく、どうすればできるかということを考えていきたい。
- 退院時カンファレンスをウェブ開催できれば、より多く参加が可能になるのではと考える。